

【障害福祉】
◇在宅

＜時津町 医療・介護・障害福祉サービス資源一覧表＞

A 相談支援事業所

NO.	名称 ※A参照	所在地	電話番号	
			FAX番号	
1	委託相談・指定特定・指定障害児相談 時津町児童発達支援センター ひまわりの園	左底郷367番地	882-4640 882-4674	
2	委託相談・指定特定・指定障害児相談・地域移行・ 地域定着支援 和みの里	長崎市歌刈町1069番地4	860-1717 850-5100	
3	指定特定・指定障害児相談 ケアステーション優里	浜田郷20番地1	893-5001 882-2638	

※A 名称の解説

●委託相談支援	障害者等からの福祉に関するさまざまな問題について、相談に応じる。 ・福祉サービスの利用援助 ・社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援 ・虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整 ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 など
●計画相談支援	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、指定特定・指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員がサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。
●地域移行支援 ※町内に事業所なし	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
●地域定着支援 ※町内に事業所なし	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

B 居宅介護

NO.	名称	所在地	電話番号	
			FAX番号	
1	社会福祉法人 時津町社会福祉協議会	左底郷367番地 時津町福祉センター内	882-0777 882-0843	
2	ヘルパーネット ながさき	浦郷280番地6	881-0343 893-6665	
3	訪問介護事業所 ケアステーション 優里	浜田郷20番地1	893-5001 882-2638	
4	訪問介護ステーション ロジ	浜田郷632番地1	894-1109 894-1111	
5	訪問介護事業所 みつばち	浦郷273番地3	882-0958 800-6347	
6	ニチイケアセンター 時津	浦郷275番地2 アーベイン時津102号室	886-8002 882-5115	

C 重度訪問介護

NO.	名称	所在地	電話番号	
			FAX番号	
1	ヘルパーネットながさき	浦郷280番地6	881-0343 893-6665	
2	訪問介護事業所 ケアステーション 優里	浜田郷20番地1	893-5001 882-2638	
3	社会福祉法人 時津町社会福祉協議会	左底郷367番地 時津町福祉センター内	882-0777 882-0843	
4	訪問介護事業所 みつばち	浦郷273番地3	882-0958 800-6347	
5	ニチイケアセンター 時津	浦郷275番地2 アーベイン時津102号室	886-8002 882-5115	

D 同行援護

NO.	名称	所在地	電話番号	
			FAX番号	
1	訪問介護事業所 ケアステーション優里	浜田郷20番地1	893-5001 882-2638	
2	社会福祉法人 時津町社会福祉協議会	左底郷367番地 時津町福祉センター内	882-0777 882-0843	

B居宅介護 C重度訪問介護 D同行援護

●居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事、通院時の介護を行う。
●重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護が必要な人に居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
●同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

E 短期入所

NO.	名称	所在地	電話番号	
			FAX番号	
1	時津荘障害者短期入所事業	西時津郷1235番地	882-0123 881-1006	

F 行動援護

※町内に事業所なし	自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
-----------	---

◇障害児施設 ※G参照

NO.	施設種別	名称	所在地	電話番号	
				FAX番号	
1	児童発達支援・保育所等訪問支援	児童発達支援センターひまわりの園	左底郷367番地	882-4520 882-4674	
2	児童発達支援	児童発達支援事業所たんぽぽ	左底郷367番地	882-4520 882-4674	
3	放課後等デイサービス	はるの樹	浜田郷1466番地3	800-2518 800-5765	
4	放課後等デイサービス	はるの樹ぶらさ	浜田郷572番地33	800-3628 800-3947	
5	児童発達支援・放課後等デイサービス	キッズハウス・クローバー	浦郷440番地10	881-3336 881-3336	
6	児童発達支援・放課後等デイサービス	L I C O K I D S	西時津郷18番地4 田崎アパート101	873-1418 873-1418	
7	児童発達支援・放課後等デイサービス	プロッサムジュニア時津教室	野田郷46番地1 2F	801-3065 801-3074	
8	児童発達支援・放課後等デイサービス	こどもサポート教室「あいあい」長崎時津校	元村郷815番地13 植木ビル	882-7488 882-7488	

※G 障害児施設種別の解説

●児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
●居宅訪問型児童発達支援 ※町内に事業所なし	重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問し、発達支援を行う。
●放課後等デイサービス	学校に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
●保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設（保育所等）を訪問し、発達支援の必要な児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供する。

◇施設 ※H参照

NO.	施設種別	名称	所在地	電話番号		作業内容
				FAX番号		
1	生活介護・就労継続支援B型	いちごの家	左底郷232番地2	881-7133		ステンシル、手芸、カレンダー作成をしており、雑貨屋さんとしても販売している。
2	就労継続支援B型	エリア21	西時津郷1156番地	882-7585 882-7685		レストラン、弁当作り、箱作り、農園作業、下請作業などを行っている。
3	就労継続支援B型	桜の庵	子々川郷1164番地	881-7050 881-7082		パン・お菓子の製造、公園管理、草刈り、ホテルの客室清掃、洗濯、企業からの各種下請作業をしている。
4	就労継続支援B型	アゲハ蝶	左底郷1366番地1	860-8305 860-8320		新聞広告の折り込み、フロッピーレンタル、除草作業、竹伐採加工、カプトムシ販売、箱折りなどを行っている。
5	就労継続支援B型	ほのちゃん家	浦郷428番地13	801-2202 801-2302		中古品をネットショップで販売するための作業を中心に行っており、商品のクリーニングや梱包を行っている。
6	就労継続支援A型	ルートサポート時津	久留里郷432番地 2F	865-6153 865-6153		事業所内作業では、箱作りを中心に行っている。事業所外での作業も、多くの企業からの外注を受け持っている。
7	就労継続支援A型	ルートサポート西彼杵	野田郷46番地1 2F	881-2850 881-2850		事業所内作業では、箱作りを中心に行っている。事業所外での作業も、多くの企業からの外注を受け持っている。
8	地域活動支援センターⅢ型	スマイル作業所	浜田郷530番地1	881-2323		エコ・クラフト手工芸の制作、アルミ缶リサイクル作業、半田テープ曲げ作業、ホスティングなどを行っている。
9	共同生活援助（グループホーム）	グループホーム ドリーム	西時津郷728番地1	882-7585（エリア21） 882-7585		
10	共同生活援助（グループホーム）	グループホーム ドリーム2	西時津郷711番地4	882-7585（エリア21） 882-7585		
11	共同生活援助（グループホーム）	グループホーム みらい	日並郷3645番地 第二明月荘301	865-8182 801-4153		

※H 施設種別の解説

●生活介護	施設において常に介護を必要とする方に、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動、生産活動の機会を提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。	●就労継続支援B型	就労移行支援を利用したが一般企業等の雇用につけつかない方、就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方、一定年齢に達している方などにつき、生産活動その他の活動の機会を提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
●療養介護 ※町内に事業所なし	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行う。	●就労定着支援 ※町内に事業所なし	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりに行う。
●自立訓練（機能訓練） ※町内に事業所なし	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力のために必要な訓練を行う。	●地域活動支援センターⅢ型	町内にお住まいの障害者手帳をお持ちの方等に対し、作業等を通じて日常生活の訓練、日中活動の場の提供、交流の場を提供する。
●自立訓練（生活訓練） ※町内に事業所なし	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行う。	●共同生活援助（グループホーム）	障害のある方に、主として夜間において共同生活を営むべき住宅において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。 （身体障害者については、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）
●就労移行支援 ※町内に事業所なし	就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。	●自立生活援助 ※町内に事業所なし	障害者支援施設やグループホーム等から1人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。
●就労継続支援A型	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供する。一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行う。	●施設入所支援 ※町内に事業所なし	施設に入所している方に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行う。

